

中・高校留学約款表

第1条 (約款)

申込希望者は、本約款を承諾の上、Kインターナショナル株式会社（以下「当社」といいます。）に対し、本約款に含まれる各種サービス（以下「留学プログラム」といいます）を申し込みます。なお、本約款は留学プログラム申込契約の内容になります。

第2条 (契約の申し込みと成立)

(1) 本約款における申込み希望者による留学プログラム契約の申し込みと成立は、申込み希望者が当社に対して本約款に基づき、所定の「申し込み書」を作成・提出し、その契約を当社が承諾の上、申込金として50,000円を受領確認したときを言います（当社が申し込みを承諾した申込み希望者を以下「申込み者」といいます）。受領後に「留学手続き引き受け確認書」を発送します。または、電子通信によりご連絡する場合があります。

(2) 申込み者は、第6条(1)項に定めるプログラム費用をお支払いください。受領確認後に留学学校または研修先期間（以下、「留学先」といいます。）を決定し、留学手続きを開始します。

(3) 申し込みの段階で、留学先が定員に達している可能性が高い場合、または滞在先の受入れが混み合っているなどの事由で申込み者の希望する手配が出来ない可能性が高い場合、当社は申込み者の承諾を得て、可能な代案を提示の上、手配努力します。ただし引き受けにおいて別途定める「留学プログラム特約」の適用を条件とする場合があります。結果として希望する手配が出来なかった場合でも、第13条（免責事項）によりお預かりする申込金は返金しません。

第3条 (拒否事由)

当社は申込み者から、本約款に基づく留学プログラムの申し込みがあった場合、次に定める事由の1つあるいは複数が認められるときは、申込み者からの申し込みをお断りすることがあります。

- (1) 申込み者の日本での学業成績が留学先の定める評価値に達していないときや申込み者に留学に適した条件が備わっていないと当社が認めたとき。
- (2) 申し込みについて親権者(保護者)の同意がないとき。
- (3) 申込み者が希望する留学先の定員に受け入れ可能な余裕がない場合等、客観的に手配できる可能性がないことが明らかとなるとき。
- (4) 申込み者が希望する留学先・留学時期の申し込み手続きの期限までに、留学手続きが完了できる見通しが無いとき。
- (5) 申込み者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が、留学プログラムの参加に不適切であると当社が認めたとき。
- (6) 当社での個人面談及び書類審査を拒絶したとき。
- (7) 在学校からの成績証明書や推薦状が得られないとき。
- (8) 参加同意事項を遵守できないとき。（その一部を明示します。）

- ① 現地の法令を守ること。
- ② 教育機関や宿泊機関の規則・指示に従うこと。
- ③ 無断外泊、喫煙、飲酒、禁止薬物の使用はしない。
- (9) その他、当社が不適当と認めたとき。

第4条 (プログラムの範囲)

当留学プログラムは、申込み者の学術的関心、将来の進路、現在までの学業成績や英語力、留学期間および予算等の諸条件を基に、当社カウンセラーが個別にカウンセリングを行い、以下の明記された申込み者に対する留学申込手続き等の代行、出発にあたってのオリエンテーションや情報提供等を行うものであり、申込み者の希望する留学先への合格や留学先での課程修了等を請け負ったり、その他留学中あるいは留学終了後の申し込み者に対しての何らかの保証を行うものではありません。従って、カウンセリング開始後は本約款に定める場合を除き、プログラム費は返金しません。この留学プログラムに含まれるサービスは次の通りです。

(1) 学校選択：申込み者は、希望留学先を担当カウンセラーと相談しつつ、申込み者の意思により1校選択します。ただし、希望留学先が公立学校の場合、国によっては留学生の定員を学校独自が決定する以外に所轄教育省等が指定する学校の中から希望留学先を選択しなければならない場合もあります。また、私立高校の場合は、入学試験等別途供給される出願要件を満たし、それに合格しなければなりません。

(2) 各種手続きの代行：

① 留学手続き及び入学手続き

当社は、申込み者が本条(1)項に従って選択した希望留学先1校に対し、入学願書と必要書類を送り（以下、「留学手続き」といいます。）、入学許可が得られる場合に入学許可証を取り寄せること等により、申込み者が希望する留学先への入学手続きを代行します。なお、申込み者の希望により、留学中の転校を含めた2校

以上の留学手続きを行う場合は、第6条(諸費用)第(6)項⑤号の通り別途料金がかかります。

② 滞在先手続き：当社は、申込み者が留学する際のホームステイ先の申込手続きを代行します。学校の手配がない限り、ホームステイ以外の申込手続きの代行は行いません。なお、当社が手続きを代行するホームステイ及び当社指定の提携先機関が手配を代行する滞在先以外への変更・転居等は認められません。希望留学先によっては、申し込み者の出発日以前にホームステイ先の滞在先住所がわからない場合があります。ホームステイの場合、1家庭に2人以上の留学生在滞在先の場合もあります。当社の責によらない事由で滞在先が確保できない場合、または申込み者の希望通りの滞在先が確保できない場合でも、当社はその責任を負いません。

③ 渡航手続き：希望者には、関西空港、成田空港またはその他の日本国内の出発空港から希望留学先の最寄空港までの片道または往復航空券を申込み者の旅行代理店に依頼して手配します。航空券の申し込み・取り消し等は、旅行代理店の定める旅行業約款に準じます。

④ 留学費用の支払い：当社は、第6条(2)項に定める希望留学先への留学費用の支払い手続きを海外送金により代行します。申込み者は当社が指定する納付期日までに、所定の金額を当社指定の口座に振り込まなければなりません。留学費用を(i)海外送金する場合、(ii)現地へ現金によって支払う場合があります。この場合当社は、原則として、(i)の方法によってのみ代行します。（第8条の為替変動もご参照ください。）現金によって支払う必要がある場合、申込み者は事前に現金をご自身でご用意の上、現地にて希望留学先に直接お支払いください。

⑤ 海外留学保険加入手続き：当社は、海外留学保険の加入手続きを代行します。通常、海外の留學生を受け入れている学校は、独自に留學生に保険の加入を義務付けているところもあります。海外留学保険は別途料金となります。

⑥ パスポート・ビザ申請書類：別途定める「旅券・査証手配（申請書類作成代行・申請代行）条件書」に準じ、別途料金にて行います。ビザ申請においては、大使館または領事館が実費として請求するビザ申請料が別途必要となる国があります。こうした実費は別途ご請求または直接お支払いいただく事になります。留学国や居住地域によって、または渡航予定日までの十分な時間がない場合、ビザ代理申請等ができない場合もあります。なお、ビザの代理申請はビザの取得を保証するものではありません。

⑦ 必要書類の翻訳が必要な場合における翻訳料は、第6条(5)項③に定める通りです。

(3) オリエンテーション：当社は留學生の心構えや出発前のガイダンスを行います。また、出発後は、日本語のわかる現地在住の現地サポートスタッフ（以下、「現地サポーター」といいます。）や受け入れ機関による「到着後のオリエンテーション」も行います。実施される会場までの交通費は申込み者の負担となります。

(4) 留学中のサポート：下記のサービスは、申込み者の出発日から1年間有効です。1年以上の期間に渡るサポートの申し込みは、2年目以降、別途年間更新料が毎年必要となります。

① 留学中の不慮の事態に対して、日本語でアドバイスする24時間電話サポートがあります。現地サポートをお申込みの場合、留学中の不慮の事態に対して、日本語でアドバイスをする24時間電話サービスが受けられます。

② 現地情報の通知表翻訳の送付

③ 各地サポーターによるサポート(生徒・ホストファミリー・学校担当者との定期的な連絡と報告及び指導)

④ 担当カウンセラーによる、電話または電子メールによる留学生活全般・進路の相談。

※上記各項の諸サービスの実施に当たり通信費、交通費、宿泊費、食費、手数料その他の経費が発生した場合は、その実費を申し受けることがあります。

※留学期間が1年を超える場合、以下の更新料のお支払いをいただき、サポート期間を更新していただきます。（一部のサポートのみを申し込みとはできません。）但し、更新の期間は1年間を原則としますが、

⑤ 卒業時の最終年度のみにおいて1年を要しない場合に限り、1か月単位の更新とすることも可能です。

・12か月 500,000円(税別)

・1か月 50,000円(税別) ※日本帰国まで12か月未満の場合のみ

第5条 (必要書類)

申込み者が留学プログラムに基づくサービスを受けるにあたり、留学手続きに必要な書類に指定された言語にて、必要事項を記入のうえ、必ず指定の期日までに当社までお送りください。

第6条 (諸費用)

(1) プログラム費：申込み者は、本約款に定めるプログラム費を申込時に当社に対してお支払いいただき

ます。なお、本プログラム費には、本条(2)及び(3)で定める留学費用及びその他の諸経費は含まれません。

留学123中・高校留学プログラム費：申込金50,000円、プログラム費730,000円(税別)

(2) 留学費用：当社は、希望留学先への手続きに必要な費用としての出願料や滞在先申込金、食費及び入学登録料、ホームステイに関連する費用、授業料、航空料金、空港出迎え料、その他申込者の留学期間中に必要となる費用（以下、これらを「留学費用」と総称します。）を希望留学先等から当社によられた最新の資料に基づいて算出し申込み者に請求します。申込み者は、当社が指定する期日までに留学費用を当社に対して支払うものとします。当社は、申込み者の希望留学先への授業料及び入学登録料、ホームステイに関連する費用を第1回目の支払いについてのみ支払い手続きを代行します。その後の支払いについては、本項の他、第4条(2)項④も適用されるものとします。なお、留学費用は学校、その他の支払い先の事情により、予告なしに変更されることがあります。

(3) 宿泊費：申込み者のスケジュールの関係上、申込み者は、出発地、途中経由地並びに現地にホテル等の宿泊施設に宿泊する必要がある場合があります。その場合の宿泊予約は、原則として当社が行いますが、その宿泊にかかる費用は申し込み者の負担となります。宿泊費用は特に指定のない限り申し込み者が直接宿泊先にお支払いください。

(4) 緊急連絡費：申込み本人またはご家族からの依頼により、出発前・出発後に関係なく、緊急の連絡を要する場合、当社は希望留学先や語学コースあるいは滞在先等の関係各所への緊急連絡をお引き受けします。その際にかかる費用は相手国を問わず1件1回あたり5,000円(税別)にて申し受けます。この場合は、当社が申込み者に対して請求する金額を直ちに当社に対して支払うものとします。

(5) 渡航手続き代行：上記で定める費用の他、当社は申込み者の利用希望や必要性に応じて、ビザ申請のお手伝いを行います。その場合も別途ご請求いたします。また必要書類の翻訳が必要な場合における翻訳料(税別)は次の通りです。翻訳料(1通あたり)

・預金残高証明書	7,000円
・卒業証明書	7,000円
・成績証明書(大学・短大・高専のもの)	15,000円
(高校のもの)	12,000円
・戸籍謄本(抄本)	15,000円

(6) その他の諸費用：以下の費用を申込み者の希望に応じて手配し、別途請求します。申込み者は当社からの請求があった場合は、かかる諸費用を当社に支払うものとします。

- ① ご家族の現地訪問手配及びスタッフ同行通訳サポート費用(オプション)
- ② 留学プログラムに記載する内容以外で受け入れ機関及び現地サポーターが提供するサービスにかかる料金と諸費用(オプション)
- ③ 海外送金時に必要となる銀行手数料
- ④ その他、当社が申し込み者に対して本条に記載する以外で留学プログラムを提供するにあたり合理的と認める諸費用
- ⑤ 留学中の転校を含めた2校以上の留学手続きを行う場合の費用 2校目の手配費用120,000円(税別)

第7条 (プログラムの変更と手数料)

(1) 申込み者の都合により留学先、留学条件の変更は、その理由の如何に関わらず原則として変更できませんが、出発前に出発の時期を変更することが可能な場合は、変更手数料50,000円(税別)にて申し受けます。なお、申込日から起算して8日以内であれば変更料はかかりません。

(2) 万一留学先の変更ができた場合であっても、受け入れ機関の規定に定められるキャンセル料や変更料等、変更に伴い発生する費用や損失については申込み者の負担とし、当社がこれを立替払いした時は、申込み者は相当する立替費用を当社に支払うものとします。

(3) 空港出迎え手配のため、送迎手配先へ当社からの到着連絡が完了した後、申込み者の都合により到着便の変更が生じた場合には、変更手数料として、1回3,000円(税別)を別途申し受けます。

第8条 (為替変動)

当社が本約款に基づき、申込み者に代行して希望留学先に留学費用やその他の諸費用を支払う場合、請求書作成時の当社取引銀行の三井住友銀行のTTs為替レート（電信為替売相場：Telegraphic Transfer Selling）に2円を加算した金額でご請求し、合計金額を100円単位（100円未満は切り上げ）で決算します。この場合、為替変動による差額の精算はいたしません。ただし、当該留学先の指定により、到着後に留学費用またはその一部を直接支払う場合は、申込み者自身による支払いとなります。また、申込み者が留学プログラム契約を解約、または希望留学先への入学を取りやめた時に希望留学先から申込み者に対して返金される費用がある場合、当社はかかる費用を申込み者に変わって代理受理し、留学先からの返金を確認された後、着金日のTTBレート（電信為替買相場

中・高校留学約款裏

Telegraphic Transfer Buying)にて換算したうえで、申込み者に日本円で返金するものとします。その時に立て替えた海外送金受け取り手数料とその際にかかる銀行振込手数料を差し引きます。

第9条（支払い）

申込み者は、本約款の各条項に定められた、申込金、プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の支払いを当社が指定する期日までに、当社指定の口座に振り込みまたは所定の方法で入金するものとします。本約款に別途定めがある場合、当社は本約款に基づき、申込み者が当社に対して支払ったプログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の費用を申込み者に対して返金しません。申込み者が当社指定の口座に期日までに本約款に定める費用を支払わない場合、当社は申込み者に対する留学プログラムの提供を停止する場合があります。また、当社の責によらない事由で留学費用などが変更された場合にも、当社の指示する方法で必要な差額をお支払いいただきます。なお、留学費用等を概算額で支払っている場合、後日支払金額が明らかになり次第、当社の指示に従い、当社または支払先との間で過不足金の精算を行っていただきます。また、本約款の各条項に定める各種費用の支払いについて、金融機関を通じて当社に対してお支払いいただく際の振込手数料や送金手数料（以下、「振込手数料」といいます）並びに当社から申込み者に対して返金する際の振込手数料は、すべて申込み者の負担になります。

第10条（申し込み後の取消と返金）

申込み者が、申し込み後に留学契約を解約する場合は、当社は本約款に基づき、申込み者に対する取消ならびに返金等の手続きを行います。申し込み内容の取消は、必ず書面にて当社までお申し出ください。当社がその書面を受領した時点で正式の取消として取り扱います。希望留学先に対するキャンセル料や手続きにかかる航空会社に対するキャンセル料等、留学プログラムの解約に伴い発生する費用及び損失については申し込み者の負担とします。また、当社がこれを立替払いしたときは、申込み者はかかる立替費用を当社に支払うものとします。申込者はいつでも契約を解除することができますが、その場合はその準備過程に応じて留学プログラム費から以下の金額（税別）を返金します。

- (1)申し込み日から起算して8日目で 取消料なし
- (2)申し込み日から起算して9日目で留学開始の前日から起算して91日前まで 630,000円
- (3)出発日の前日から起算して90日目にあたる日から45日前まで 500,000円
- (4)出発日当日を当日を含め、出発日以降の取消 返金なし

※既に支払い済みの留学プログラム費用以外については、当該関係機関の各規程によります。

第11条（各種手続きの継続が不可能な場合）

当社指定の期日までに必要な書類、または費用が申込み者により送付・入金されず、当社の責によらない事由により当社が各種手続きの代行ができなかった場合、当社は申込み者に対して本約款に基づき、応じ払の費用を一切返金しません。また、その期日に支払が発生した、希望留学先に対するキャンセル料、並びに渡航手配手続きにおける航空会社に対するキャンセル料等当社の責によらない費用及び損失は申込み者が負担するものとし、別途当社から請求します。申込み者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を当社に支払うものとします。

第12条（当社からの解約）

(1)申込み者に次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づく留学プログラム契約を解約することができるものとします。

- ①申込み者が、当社指定の期日までに、第5条に定める必要な書類を送付しないとき。
- ②申込み者が、当社指定の期日までに、第4条、第6条、第7条に定める費用の支払いを行わないとき。
- ③申込み者が所在不明、または当社からの連絡に対し返信期日を過ぎ1ヶ月以上にわたって連絡不能となったとき。
- ④申込み者が当社に届け出た、申込み者に関する情報に虚偽あるいは重大な漏れのある申告をしたことが判明したとき。
- ⑤申込み者が本約款に違反したとき。
- ⑥申込み者が受け入れ機関より退学処分や重大な警告処分を受けたとき。
- ⑦申込み者の心身の健康状態が著しく悪化し、留学の継続が不可能と受け入れ機関より判断されたとき。
- ⑧申込み者が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- ⑨申込み者が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

⑩申込み者が風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用毀損もしくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為をおこなったとき。

⑪その他当社の業務上の都合があるとき。

(2)前項に基づき、当社が本約款に基づく留学プログラム契約を解約したとき、申込金、留学費用、その他の諸費用、変更手続き料等、申込み者が当社に対して本約款に基づき支払済の費用を申込み者に対して一切返金しません。また、解約により発生した希望留学先に対するあらゆるキャンセル料や渡航手配手続きにおける航空会社に対するキャンセル料等、前項に基づく解約により当社に生じた費用及び損失は、申込み者が負担するものとし、申込み者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を当社に支払うものとします。

第13条（免責事項）

(1)当社は、次に例示するような当社の責によらない事由により、申込み者が留学できなかった場合、または希望留学先への正式入学が出来なかった場合、及び出発日時が変更になった場合には、一切その責任を負いません。

①申込み者の希望留学先やコースが定員に達して入学できない場合、または定員に達せず授業が開港されない場合。

②申込み者の希望する滞在施設が定員に達して滞在中でない場合。

③通信事情または希望留学先の事情により、入学許可等の入学関係書類が期日までに届かず、申込み者が出発できなかった場合。

④申込み者の成績が希望留学先の入学許可基準に達していないために入学許可が得られなかった場合。

⑤申込み者がパスポートまたはビザを取得できず、あるいは渡航先に入国を拒否された場合。

⑥ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。

⑦天災事変、戦乱、暴動、テロ行為、感染症・疫病の流行、日本または外国の官公署の命令、陸空海における不慮の災難、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運航計画によらない運送サービスの提供、申込み者の生命または身体の安全確保のために必要な措置、その他不可抗力による場合。

⑧申込み者の事情により留学ローンが実行されず、手続きの継続が不可能と判断された場合。

⑨申込み者が本約款に違反した場合。

(2)前項各号に基づき当社の責によらず留学できなかった場合、当社を介せず申込み者自身で手配された航空券やホテル等の費用並びにその取り消しや変更に伴う手数料等は申込み者の負担になります。

(3)現地サポートをお申し込みの場合、24時間体制で電話により適切なアドバイスをいたしますが、当社はその内容に何ら保証をするものではありません。

(4)申込み者は渡航後、申込み者の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは留学先等の規則等に違反した場合の責任、損害等は申込み者個人の負担となり、当社はその責任を一切負いません。留学中のスポーツなどによる事故は申込み者本人の責となり、また、特定スポーツを行うにあたり保険の特约が必要な場合は、申込み者本人の責において加入手続きを行っていただきます。以上の免責事項に該当する場合、申込金、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、既に当社に支払い済みの費用については一切返金されません。

(5)当社は、希望留学先から当社に送られてきた最新資料に基づき留学プログラムを提供しますが、当社の責によらず、希望留学先の事情により、受け入れ条件・授業内容・滞在費・費用・その他留学プログラムに関して、予約なしに変更される場合や定員に満たない等の理由、その他の事情から実施されなくなる場合があります。その際、当社は変更に関する情報を当社が入手次第、申込み者にご連絡しますが、ご出発後の留学プログラムに関する変更や中止または自己都合による解約は、希望留学先と申込み者との間で直接的契約となるため一切の責任を負いません。

第14条（損害の負担）

当社は当社の責によらない事由により、申込み者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いません。

第15条（守秘義務について）

当社では、申込み者の同意のもとに得た個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき、当留学手配の目的以外では一切他に漏らしません。ただし、万一の緊急事故対応及びサポートに備えるためにのみ、当申込書記載内容及び海外留学保険の契約内容を当社と提携する海外サービス期間に開示することがあります。

第16条（個人情報の取り扱いについて）

当社では、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー（個人情報保護方針）において申込み者の個人情報の取得及び利用、利用目的、第三者提供、管理、照会、開示、変更、利用停止、削除等について以下の通り取り扱います。

(1)個人情報の取得及び利用について：当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務の遂行上必要の限りにおいて利用します。当社は、個人情報保護を第三者との間で共同利用し、または個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合は、当該第三者につき厳重な調査を行ったうえで、秘密を保持させるた

めに適正な監督を行います。

(2)個人情報の利用目的について：①申込み者が留学や旅行に関する相談、申し込み、留学及び旅行商品並びにサービスをご利用いただく際、申込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号、職業、勤務先または、身分証明書等の個人情報のご提供をお願いする場合があります。これらは、希望される留学を当社が提供する際、並びに申込み者との間の連絡のために利用させていただくほか、申込み者がお申込みいただいた留学において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で、運送・宿泊機関や保険会社等に対して申込み者の氏名、身分証明書番号等をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。その他、申込をする際には留学先となる学校・研修機関等への入学手続き上必要となる、日本での申込み者の最終学業成績、健康診断書（要配慮個人情報含む）、財政証明書、戸籍謄本（抄本）等のご提出をお願いする場合があります。これらの個人データの提供について、申込み者に同意いただくものとします。

②当社は、留学・旅行中に傷病があった場合に備え、申込み者の海外渡航中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この情報は、申込み者に傷病があった場合で国内連絡先の方への連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。申込み者は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて国内連絡先の同意を得るものとします。いずれの場合も必要最低限の事項を除き、申込み者の個人情報を当社へご提出いただくか否かについては、申込み者自身が選択できるものであり、申し込み者に判断をゆだねます。その他、当社ではより良い留学のためのマーケティング文政、統計資料の作成、帰国後のアンケート調査、そしてキャンペーン情報等のご案内を申込み者にお届けするため、あるいは、留学帰国後のご意見やご感想・体験談のご提供をお願いする等、個人情報を利用させていただく場合があります。なお、申込み者からご提供いただけない個人情報の内容によっては、サービスをご利用いただけない場合があります。

(3)個人情報の第三者提供について：当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に申込み者の同意を得ることなく第三者（外国にある第三者を含む）に提供しません。当社は申し込み者へ留学を提供するうえで必要と判断した場合は、申込み者が提供した名前、年齢、生年月日、住所、電子メール、電話番号、FAX番号、職業、勤務先または身分証明書や戸籍謄本（抄本）等の個人情報をあらかじめ当社との間で秘密保持契約を結んでいる企業（現地手配会社、保険会社、翻訳委託先）に開示します。留学先国によっては、ビザ申請の際、申込み者の戸籍謄本（抄本）の英訳を求めてくる場合があります。その際は専門の翻訳会社に委託する場合があります。ただし、次のいずれかの場合を除いて、申込み者が提出した個人情報を第三者に開示することはありません。次の②項と③項のような例外事項については開示する場合、個人情報保護管理者の責任の下に置いて行います。

- ①申込み者本人が個人情報を開示に同意している場合。
- ②法令により開示が求められた場合
- ③申込み者本人または公衆の生命、健康、財産等の利益を保護するために必要な場合
- ④統計資料等のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合

(4)個人情報の管理について：当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウィルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報の持ち出し、外部への送信などによる漏洩を防止します。申込み者が提供した個人情報の案内を、申込み者の同意を得ずして変更することはありません。さらに、情報処理を外部企業に委託する場合も同様です。

(5)個人情報の照会・開示・変更・利用停止・削除について：当社は、申込み者が自己の個人情報について、照会・開示・変更・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報の提供者本人であることを確認させていただきます。なお、要望に従って、個人情報を変更・利用停止・削除等した場合は、当社のサービスを利用できない場合があります。

(6)個人情報保護に関する相談窓口
個人情報に関するお問い合わせ・ご要望は、次の「お問い合わせ窓口」へご連絡ください。

連絡先：072-842-2184 平日の午後10:00～17:30

第17条（管轄裁判所）

本約款に関する訴訟その他一切の法的手続きについては、大阪地方裁判所のみを専属的合意管轄裁判所とします。

第18条（約款の変更）

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

第19条（発行期日）

本約款の内容は、2019年3月1日以降に申し込まれる留学プログラム契約に適用されます。ただし、料金、条件の変更があった場合はホームページryugaku123.comに最新約款を掲載し適用します。